

交通事故 絶滅運動

2021年度
2021年
4月1日(木)
～
2022年
3月31日(木)

安全運転5則

- 1 安全速度を必ず守る。
- 2 カーブの手前でスピードを落とす。
- 3 交差点では必ず安全を確認する。
- 4 一時停止で横断歩行者の安全を守る。
- 5 ムダな追越し、わき見運転をしない。

高速運転5則

- 1 安全速度を守る。
- 2 十分な車間距離をとる。
- 3 割り込みをしない。
- 4 わき見運転をしない。
- 5 路肩を走行しない。

踏切運転5則

- 1 踏切で何かあったら、まず非常信号機で知らせる。
- 2 左右を確認するため必ず一旦停止。
- 3 上りが行けば、下りに注意。
- 4 踏切でギヤチェンジをしない。
- 5 踏切内で止まらない、前車との車間距離をとる。

プロ運転5則

- 1 緑ナンバー車は公共輸送車である。
- 2 我々はプロドライバーである。
- 3 道路は我々の職場である。
- 4 運転に会社と家族がかかっている。
- 5 事故は無駄な出費である。



道路交通情報センター

短縮ダイヤル #8011

※携帯電話やPHSで#8011をダイヤルすると、最寄りのセンターにつながります。

東海北陸地方・愛知情報	050-3369-6623
東海地方高速情報	050-3369-6766
北陸道・東海北陸道情報	050-3369-6767
名古屋高速情報	050-3369-6677
富山情報	050-3369-6616
石川情報	050-3369-6617
福井情報	050-3369-6618
岐阜情報	050-3369-6621
静岡情報	050-3369-6622
三重情報	050-3369-6624
全国共通ダイヤル	050-3369-6666
全国高速ダイヤル	050-3369-6700



みんなで挑戦! ルールを守りマナーの向上

1. 安全速度の遵守
2. わき見運転の防止
3. 十分な車間距離の保持
4. 過積載・過労運転の防止

一般社団法人富山県トラック協会
富山県貨物自動車運送適正化事業実施機関



プロドライバーとして一層の安全運転意識を高め、
交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努め、
交通事故、特に有責事故の絶滅をはかることを目的とする。

事業用貨物自動車の交通事故

事故の概況

富山県内における発生状況 (2020年中)

区分	年別	2020年	2019年	増減数	対前年比(%)
発生件数	県内車両	46	66	-20	70%
	県外車両	0	0	0	0%
死者数	県内車両	0	0	-	-
	県外車両	0	0	0	0%
負傷者数	県内車両	59	76	-17	78%
	県外車両	0	0	0	0%

事故の特徴

- 死亡事故の発生はなかった。
- 追突事故の半数以上の29件(63%)と多い、(追突事故の原因で最も多いのは前方不注意の16件)。歩行者事故は1件、対自転車事故は2件
- 発生時間帯は、11時台が最も多く8件、8時台・12時台・16時台が5件。

年別推移

区分	年別	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
発生件数	県内車両	105	87	80	66	46
	県外車両	0	0	0	0	0
死者数	県内車両	2	1	3	0	0
	県外車両	0	0	0	0	0
負傷者数	県内車両	111	114	92	76	59
	県外車両	0	0	0	0	0



具体的実施事項

事業主・運行管理者等

- 健康状態の把握など、健康起因事故防止対策を徹底する。
- 乗務前後の対面点呼等を徹底する。
- アルコール検知器を使用した点呼を徹底する。
- 運行指示書による指示等を徹底する。
- 過労運転防止のため、労働時間管理を徹底する。
- 輸送の安全を確保するための指導を徹底する。
- 自動車の点検及び整備を徹底する。
- 飲酒運転・過積載運行防止対策を徹底する。
- 運行記録計を活用した安全運転を徹底する。
- 異常気象時等における措置を徹底する。
- 安全な運転方法の指導を徹底する。

運転者

- 安全速度を守る。
- 十分な車間距離を保持する。
- わき見運転をしない。
- 飲酒・過労運転をしない。
- 運転中、携帯電話を使用しない。
- 交差点における安全運行を励行する。
- 踏切直前の一時停止と安全確認を徹底する。
- 違法駐車をしない。
- 過積載及び不適正な積付をしない。
- シートベルトの着用を徹底する。
- 歩行者・自転車利用者の保護を徹底する。
- アップライト運転を徹底する。
- 健康管理に努め、体調が悪化した時は運転を中止する。
- 妨害運転(いわゆる「あおり運転」)をしない。